

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇訓令 鳥取県美保基地駐留軍労務者失業対策本部規程
- ◇告示 結核予防法による医療機関の指定  
土地改良区役員の新任及び就任  
鳥取県中小企業等協同組合共同施設設置費等補助金交付要綱の一部改正  
保安林の指定解除  
肝てつ検査等の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集  
昭和三十一年度県立幼稚園園児募集要項
- ◇雑報 町村名変更について

## 訓令

### 鳥取県訓令第一号

序 中 一 般  
各 府 縣

鳥取県美保基地駐留軍労務者失業対策本部規程を次のように定める。

昭和三十一年一月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

#### （設置）

第一条 美保基地駐留軍労務者の失業対策の推進を図るため、鳥取県美保基地駐留軍労務者失業対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

#### （目的）

第二条 対策本部は、美保基地駐留軍労務者の人員整理に対処するため、被整理者の早期就業の推進を図りもつて民生安定を期することを目的とする。

#### （任務）

第三条 対策本部は、次に掲げる事項について総合企画し、関係機関との連絡調整を図る。

- 一 就職あつ、旋
- 二 職業輔導

- 三 企業経営の育成指導
- 四 家庭工業の育成指導
- 五 その他失業対策に関する事項

（組織）  
 第四条 対策本部は、次に掲げる者をもつて組織する。

- 本部長 一人
- 副本部長 一人
- 対策委員 若干人
- 幹事 若干人

2 本部長は、知事をもつて当て副本部長、対策委員及び幹事は知事が任命する。

（本部の総理）

第五条 本部長は、対策本部を代表し業務を総理する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

（会議）

第六条 会議は、必要の都度、本部長が招集する。

（対策本部及び支所）

第七条 対策本部は、総務部総務課に置く。

2 対策本部の支所を西部地方事務所に設ける。

（その他）  
 第八条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和三十一年一月十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十一年一月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称	所 在 地	管轄保健所
仲 倉 医 院	倉吉市鍛冶町一丁目二、七八九番地	倉吉保健所
仲倉医院小鴨出	中河原	張所

鳥取県告示第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年一月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

船岡町前井手土地改良区

理事 森 田 正 一	八頭郡船岡町大字見槻中
西尾 春 香	〃
西村 長 寿	〃
西尾 義 寿	〃
西村 直 由	〃
西村 乙 一	〃
森 田 和 夫	〃
森 田 広 美	〃
西尾 善 治	〃
西村 慶 一	〃

三朝町西尾土地改良区

理事 岩 本 春 海 東伯郡三朝町大字西小鹿  
 岸 田 秀 治 大字高橋

岸 田 敏 治 〃

岩 本 孝 美 大字西小鹿

朝 倉 義 繁 大字西尾

朝 倉 巧 〃

監 事 馬 野 金 藏 大字高橋

岩 本 茂 〃

就任した役員の名及び住所

船岡町前井手土地改良区

理事 森 田 正 一	八頭郡船岡町大字見槻中
西村 乙 一	〃
西尾 義 壽	〃
西村 直 由	〃
西尾 春 香	〃
森 田 和 夫	〃
西村 長 壽	〃

八幡池土地改良区	理事	若林 吉藏	鳥取市浜坂
"	"	森下 吉三郎	"
"	"	西村 敬治	覚寺
"	"	坂田 義雄	浜坂
"	"	山田 重太郎	西品治
"	"	山田 又市	田島
"	"	田中 光次郎	覚寺
"	"	平井 壽美	"
"	"	監事 田中 久藏	"
"	"	"	須崎 利忠
"	"	"	浜坂
"	"	"	西品治
三朝町西尾土地改良区	理事	岩本 春海	東伯郡三朝町大字西小鹿
"	"	岩本 茂	大字高橋

岸田 敏治 大字西尾  
 朝倉 義繁 大字高橋  
 朝倉 秀治 大字西尾  
 朝倉 賢治 大字西尾  
 馬野 金藏 大字西尾  
 岩本 米藏 大字西小鹿

鳥取県告示第三号

鳥取県中小企業等協同組合共同施設設置費等補助金交付要綱（昭和二十九年十一月鳥取県告示第五百六十二号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年一月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

（担保義務）

第九、の見出しを次のように改める。  
 第九に次の一項を加える。  
 補助金の受領者は、知事が必要と認める場合には、

所在場所	番	全面積	解除面積	解除の理由	所有者	申請者
鳥取 市郡一町村一	大字一	地	番	町	町	町
鳥取 三津 大浜	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	公益上の理由	鳥取市三津外四名	鳥取市三津外四名
同 高路 谷	八九二	二、六四〇	二、六四〇	指定理由の消滅	鳥取市高路坂口俊夫	鳥取市高路高田
同 同	同	九〇〇	九〇〇	同	藤田弘志	同
同 同	同	一、〇一〇	一、〇一〇	同	落合林平	同
同 同	同	一、七五三	一、七五三	同	同	同
同 同	同	五、八〇〇	五、八〇〇	同	同	同
同 同	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	同	同	同
同 同	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	同	同	同

当該補助金の補助対象物件及びその他の物件を担保に供しなればならない。  
 附 則  
 この要綱は、昭和三十年年度分の補助金から適用する。

鳥取県告示第四号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により、次の保安林の指定を解除した。  
 昭和三十一年一月十日  
 鳥取県知事 遠 藤 茂





十七日	米子市勝田、加茂	〃
十八日	〃 巖	〃
十九日	〃 福米、福生	〃
二十日	〃 西伯郡日吉津村	〃
二十一日	〃 日野郡溝口町	〃
二十二日	〃	〃
二十五日	〃 米子市夜見	〃
二十六日	〃 富益	〃
二十八日	〃 和田	〃
三十日	〃 西伯郡西伯町上長田	〃
三十一日	〃 岸本町大幡	〃
二月一日	〃 淀江町大和	〃
二日	〃 果村	〃
三日	〃 境港町外江	〃

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年一月十日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

一日時 昭和三十一年一月十一日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 1 定例報告

2 昭和三十一年度予算について

### 鳥取県教育委員会告示第五号

昭和三十一年度県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。

昭和三十一年一月十日

鳥取県教育委員会

昭和三十一年度県立幼稚園園児募集要項

昭和三十一年度県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。

一 園児募集校

鳥取市東町八十番地 鳥取西高等学校附属幼稚園

二 募集人員 約一八〇人

三 応募資格

昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までに出生したものに限る。(小学校就学前一年のもの)

四 出願手続

1 願書の交付

昭和三十一年一月十日(火)午後二時から同幼稚園において説明会を開いて所定の願書を交付する。

2 願書の受付

昭和三十一年一月十三日(金)十四日(土)両日午後一時から午後五時までの間、同幼稚園において願書の受付を行う。

3 願書受付の際、園児の選抜に關し必要な指示を行う。

五 選抜方法

- 1 志願者が募集人員を超過した場合は選抜を行う。
- 2 昭和三十一年一月二十二日(日)午前八時三十分から同幼稚園において父兄との面談および応募者から

簡単なテストを行つて選抜する。

六 入園許可者の発表は昭和三十一年一月二十三日午後三時同幼稚園において行う。

### 雑 報

昭和三十一年一月十日

鳥取食糧事務所長

町村合併に伴い昭和三十一年十一月三日西伯郡大山町、

大山村を廃し大山町となる。

尙出張所管轄区域変更なし。